

平成 2 9 年度決算

長浜市財政白書

平成 3 1 年 3 月

長浜市総務部財政課

はじめに

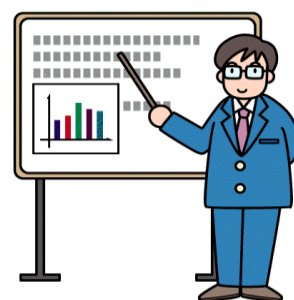
長浜市の財政を取り巻く状況は、普通交付税の合併算定替の縮減及び社会保障経費の増大により非常に厳しいものとなっています。また、平成22年1月の1市6町合併により財政規模が増大していることから、合併基本計画等に基づき、同規模団体程度の規模に縮小していく必要があります。

今後、人口減少・少子高齢化により市税等の一般財源が減少する恐れがある中で、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に responding していくためには、これまで以上に財源を確実に確保するとともに、行財政の健全化・合理化を推進するなど、安定した財政基盤の確立と健全な財政運営の推進を図ることが必要です。

さらに、長浜市の財政状況については、市民の皆さんと共有していくことが必要です。

このため、平成29年度の決算状況について、市民の皆さんにお知らせするために「長浜市財政白書」を作成しました。

この財政白書により、市民の皆さんの本市行財政運営に対するより一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。



<目次>

I 平成29年度決算の概要		IV 地方債の状況	
1 財政白書とは	P 1	1 地方債残高	P 12
2 会計の決算統計上の分類	P 1	2 県内他市との比較（地方債残高）	P 12
3 長浜市の決算状況	P 1		
II 歳入の状況		V 債務負担行為額の状況	
1 歳入の構造	P 2	1 債務負担行為額	P 13
2 市税	P 4	2 県内他市との比較（債務負担行為額）	P 13
3 県内他市との比較（市税収入額）	P 4		
4 地方交付税	P 5	VI 基金の状況	
5 県内他市との比較（地方交付税）	P 5	1 基金残高	P 14
		2 県内他市との比較（基金残高）	P 14
III 歳出の状況		VII 主な財政指数	
1 目的別経費	P 6	1 経常収支比率	P 15
2 性質別経費	P 7	2 財政力指数	P 15
3 人件費	P 9		
4 県内他市との比較（人件費）	P 9	VIII 健全化判断比率・資金不足比率	
5 投資的経費	P 10	1 地方公共団体財政健全化法	P 16
6 県内他市との比較（投資的経費）	P 10	2 対象とする範囲	P 16
7 公債費	P 11	3 実質赤字比率	P 17
8 県内他市との比較（公債費）	P 11	4 連結実質赤字比率	P 17
		5 実質公債費比率	P 17
		6 将来負担比率	P 18
		7 資金不足比率	P 18

* この財政白書では、市民一人あたりの分析には、平成25年度以前は3月31日現在、平成26年度以降は1月1日現在の住民基本台帳人口を用いています（※国の調査期日等の変更にあわせて、平成26年度から時点を変更しました）。

* 平成24年7月の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったことから、平成24年度から市民一人あたりの分析数値が減少しています。

* 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所があります。

* 平成19年度から平成21年度は、長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の決算額の合計です。

I 平成29年度決算の概要

1 財政白書とは

○財政白書は、長浜市の財政状況をわかりやすく紹介した資料で、長浜市の家計簿の役割を果たしています。

決算はいわば「まちの家計簿」、やりくりの結果です。市民の皆さんからの税金や国・県からの補助金などがどれくらい入り、どのような目的に使われたかを広く知っていただくとともに、時代のニーズに対応した柔軟で効率の良い行財政システムを構築するための議論の資料として、この財政白書を作成しました。

2 会計の決算統計上の分類

○地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、全国的に使われている共通ルールでは、普通会計と公営事業会計とに区分して整理します。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されています。しかし、地方公共団体は、独自の判断で条例によって特別会計を設置することができることから、一般会計で経理する事務事業の範囲が一樣ではありません。このため、経理する事務事業の範囲を一致させて、比較できるようにした統計上の会計区分が普通会計と公営事業会計です。

一般行政部門の会計は普通会計として整理されていることから、本紙では普通会計を中心として、平成29年度の決算状況を紹介していきます。

一般会計	普通会計
特別会計	公営事業会計
	国民健康保険会計
	後期高齢者医療保険会計
	介護保険会計 等
	公営企業会計 (病院・下水道等)

3 長浜市の決算状況

○長浜市の平成29年度普通会計の決算は、歳入が566.5億円、歳出が542.6億円で、実質収支は11.3億円の黒字となりました。

長浜市の平成29年度普通会計の決算は、歳入が567億円で前年度比2.6%の増、歳出が543億円で前年度比1.3%の増でした。歳入と歳出の差額から、翌年度へ繰り越した事業の財源を除いた実質収支は、11億円の黒字となりました。

(単位：百万円)

区分	長浜	大津	彦根	近江八幡	草津	守山	栗東
歳入決算額	56,650	115,691	45,018	34,795	57,496	27,595	27,501
歳出決算額	54,262	111,394	44,297	33,943	56,918	26,657	26,943
歳入歳出差引額	2,388	4,297	721	852	578	938	558
翌年度繰越財源	1,253	809	160	341	111	349	132
実質収支	1,134	3,488	561	511	467	589	427

(単位：円)

市民1人当たり歳出額	455,116	325,277	392,982	412,600	428,326	322,316	391,146
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位：百万円)

区分	甲賀	野洲	湖南	高島	東近江	米原
歳入決算額	42,865	20,730	20,795	29,498	50,129	21,552
歳出決算額	41,271	20,299	20,455	28,322	48,486	20,729
歳入歳出差引額	1,594	431	340	1,176	1,644	823
翌年度繰越財源	574	20	73	261	374	129
実質収支	1,020	411	266	914	1,270	695

(単位：円)

市民1人当たり歳出額	451,496	397,264	372,444	570,695	423,073	524,213
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

Ⅱ 歳入の状況

1 歳入の構造

○市税収入は地方交付税を上回っています。（県内では高島市のみ下回っています）

○自主財源比率は42.4%で前年度比1.8%の増となっています。

長浜市の平成29年度歳入決算額は566.5億円で、構成割合は、市税30%をはじめ、地方交付税29%、国庫・県支出金18%になっています。

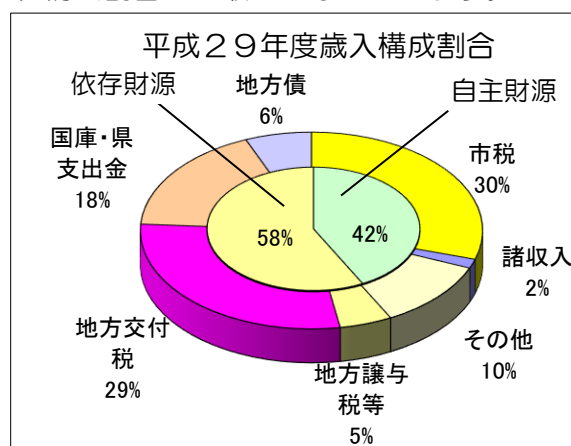
歳入の根幹をなす市税は、納税義務者や給与所得の増加による個人市民税の増加や、新增築の増加による固定資産税が増加したため、市税全体で前年度比0.4億円の増となりました。また、地方債については、学校給食施設整備事業債や長浜駅周辺整備事業債の増加により前年度比10.5億円の増、繰入金については減債基金及び中心市街地活性化基金の増加により前年度比23.4億円の増となっています。

平成29年度の自主財源の割合は、42%と依然として低い水準にあります。一方、依存財源である地方交付税は29%を占めており、構成割合では最大になっています。

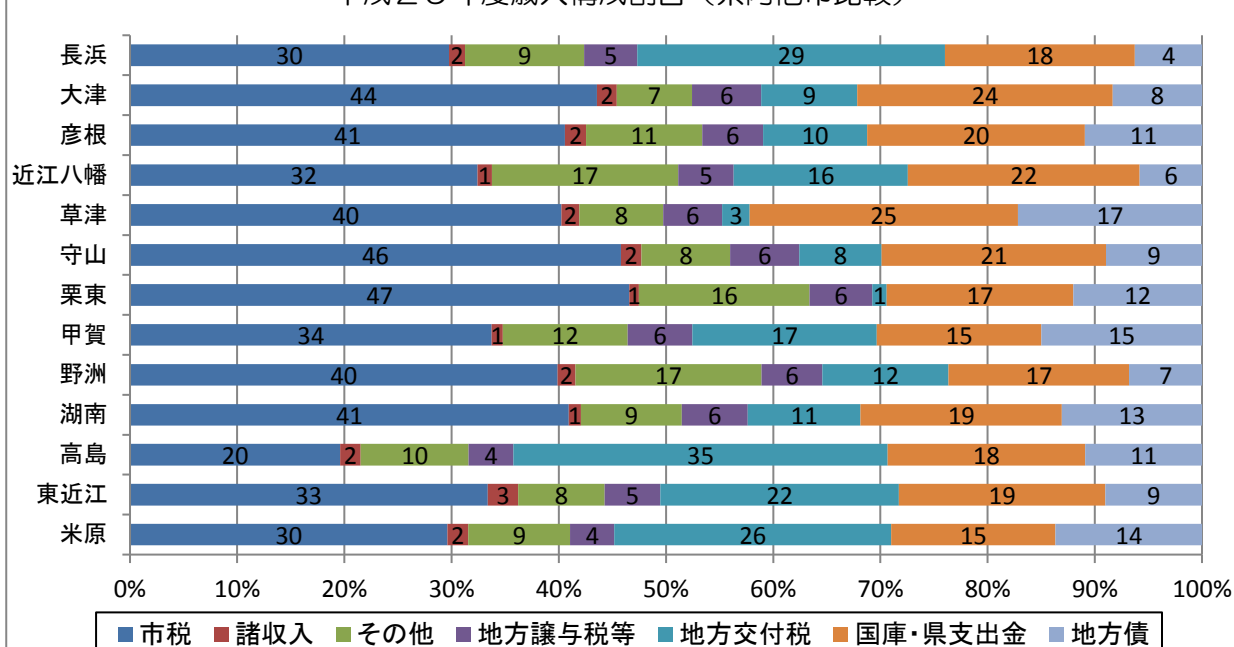
今後は、普通交付税の合併算定替の縮減が進んでいくことから、交付税に依存しない自立した財政運営が求められています。

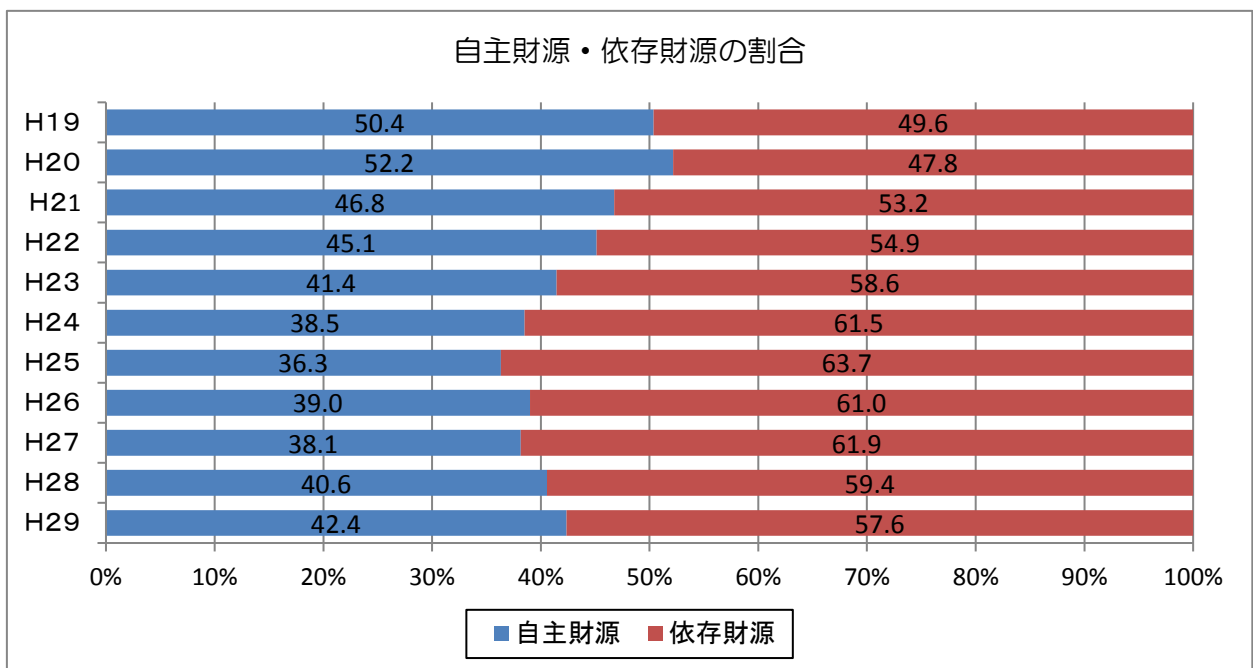
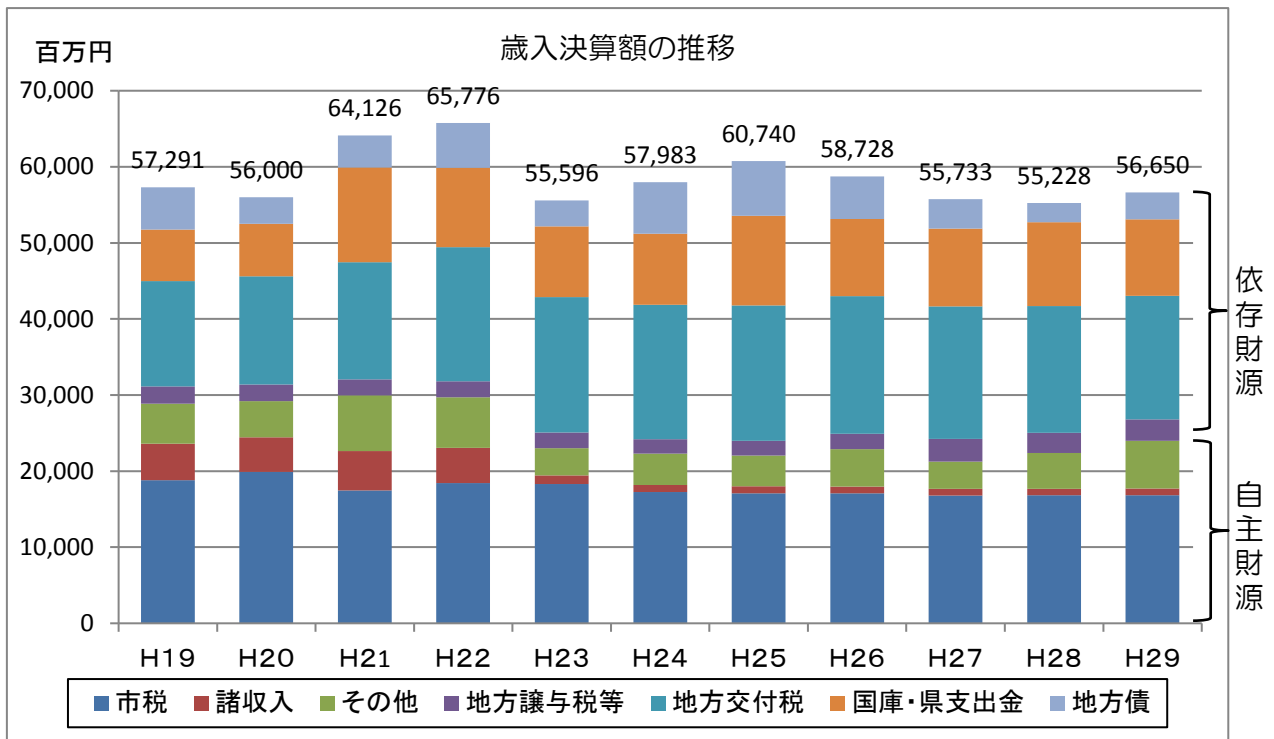
（単位：百万円）

区分	H19	H24	H29
市税	18,793	17,257	16,856
諸収入	4,820	905	851
その他	5,242	4,161	6,288
地方譲与税等	2,272	1,875	2,807
地方交付税	13,852	17,677	16,262
国庫・県支出金	6,753	9,323	10,035
地方債	5,559	6,785	3,550
歳入総額	57,291	57,983	56,650



平成29年度歳入構成割合（県内他市比較）





自主財源	○市税	市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税など
	○諸収入	市が受託した事業の収入や預金利子など
	○その他	前年度の繰越金、施設等の使用料、各種手数料など
依存財源	○地方譲与税等	国税の一部が使途を決めて地方公共団体に配分されるお金
	○地方交付税	国税の一部が使途を決めずに地方公共団体に配分されるお金
	○国庫・県支出金	特定の目的の財源として、国や県から交付されるお金
	○地方債	市が国や金融機関などから借り入れるお金
○自主財源		市税や使用料のように市が自ら決定し、収入されるお金
○依存財源		国や県から定められた額を交付される収入

2 市税

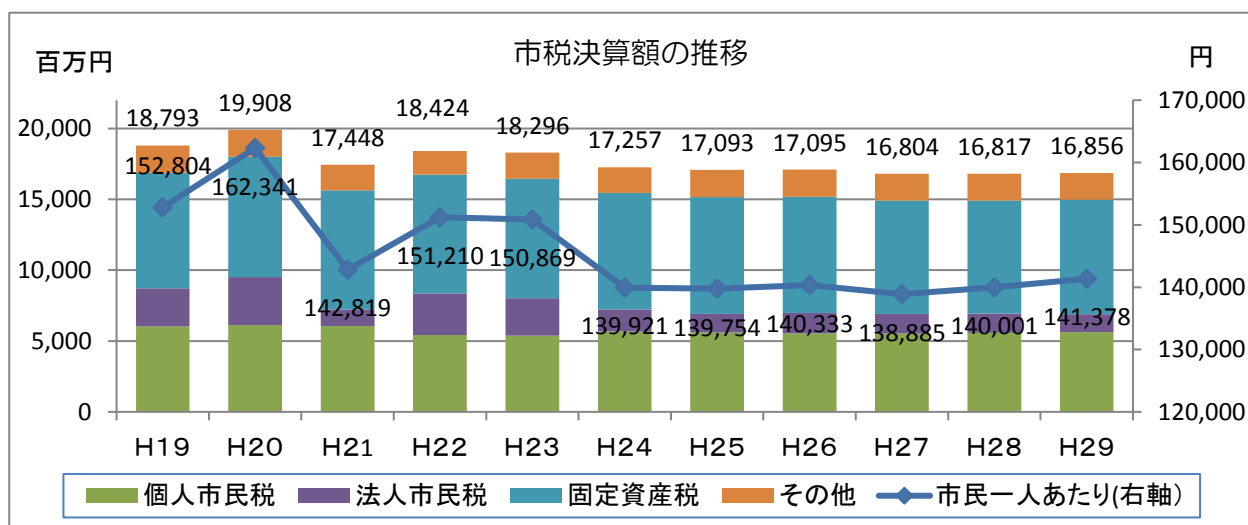
○市税の収入は、歳入の3割を占める重要な財源です。平成29年度の税収は、前年度比0.4億円の増となりました。
○市民一人あたりの市税収入額は、県内市平均より低い水準にあります。

市税収入は、景気の回復や税制改正の影響等により、平成20年までは増加傾向にありましたが、平成21年度は、世界的な経済状況の悪化の影響により、法人市民税が大きな減収となりました。その後、平成22、23年度には、一部企業の業績回復によりやや増収になったものの、平成24年度以降は、景気の低迷による法人市民税の減少等により、市税決算額はやや低調に推移しています。

(単位：百万円)

区分	H19	H24	H29
個人市民税	6,044	5,671	5,637
法人市民税	2,672	1,554	1,250
固定資産税	8,165	8,225	8,097
その他市税	1,911	1,807	1,872
市税総額	18,793	17,257	16,856
一人あたり(円)	152,804	139,921	141,378

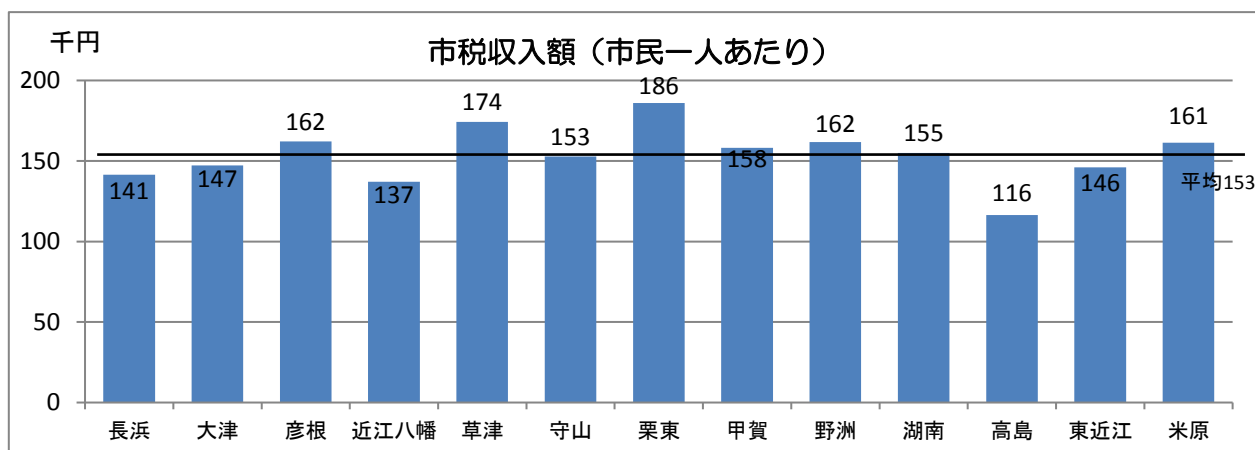
※一人あたりの県内市平均 153,105円



3 県内他市との比較（市税収入額）

長浜市の市民一人あたりの市税収入額は、平成29年度で14万1千円となっており、低い方から3番目となっています。

(県内他市中順位)
低い方から
3番目



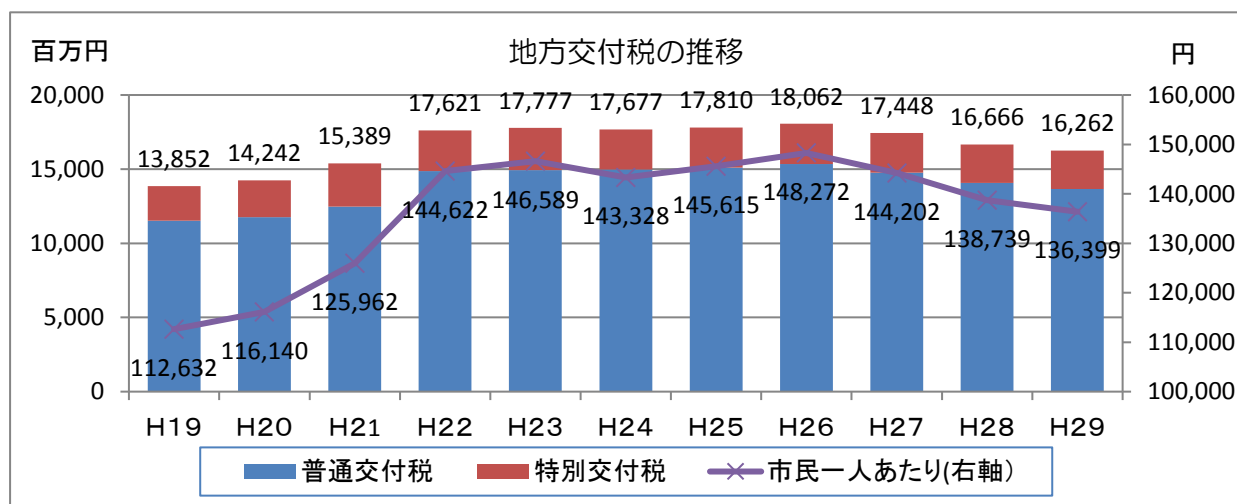
4 地方交付税

- 地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に区分されます。
- 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスを提供できるようにするものです。

長浜市の平成29年度の地方交付税額は162億6千万円でした。普通交付税は合併特例措置制度により、本来受け取れる額より多く（平成29年度は18億円）交付されており、平成27年度から徐々に減少していく制度となっています。また、歳入に占める割合は29%で、地方交付税に頼らざるを得ない財政体質となっています。

（単位：百万円）

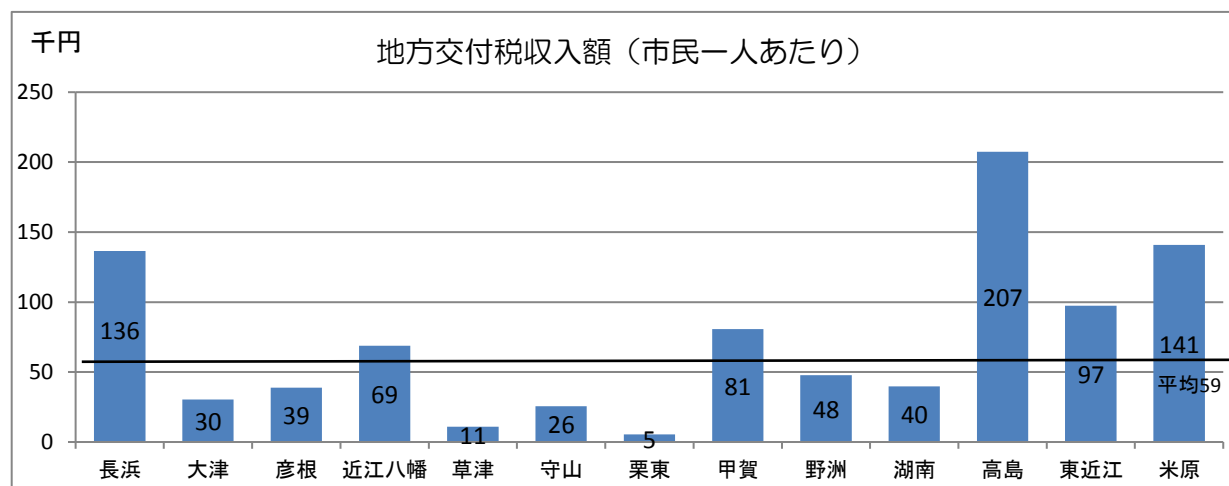
区分	H19	H24	H29
普通交付税	11,516	14,973	13,666
特別交付税	2,336	2,704	2,597
交付税総額	13,852	17,677	16,262
一人あたり(円)	112,632	143,328	136,399



5 県内他市との比較（地方交付税）

長浜市の市民一人あたりの地方交付税税収入額は、平成29年度で13万6千円となっており高い方から3番目ですが、上位の市はいずれも合併による特例措置により高くなっています。地方交付税制度では、市税収入が高い自治体ほど地方交付税収入は低くなります。

（県内他市中順位）
高い方から
3番目



Ⅲ 歳出の状況

1 目的別経費

○歳出を目的別に分類すると、市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかがわかります。

○平成29年度は、民生費、総務費の割合が高くなっています。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費などに分けられます。

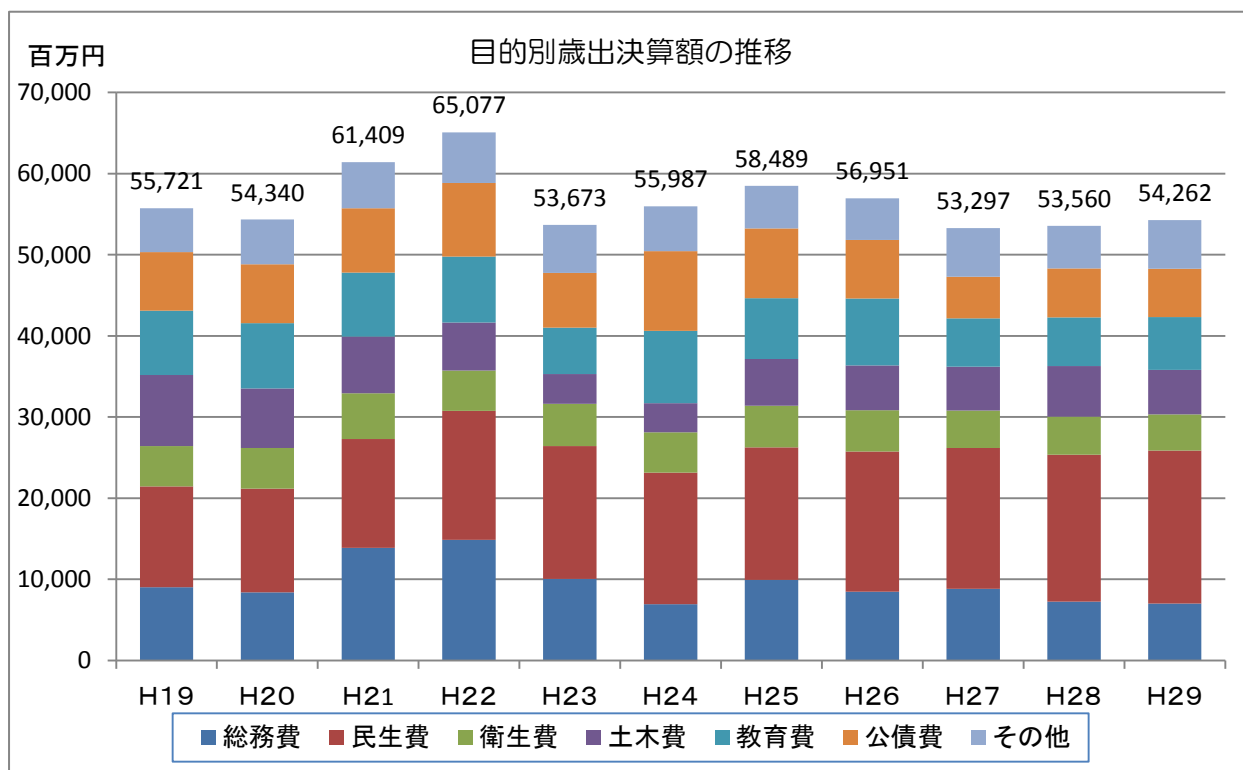
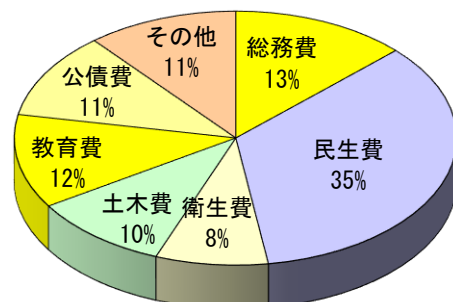
長浜市における平成29年度歳出決算額は542.6億円で、その目的別構成割合は、民生費35%、総務費13%、教育費12%の順になっています。平成29年度は、しょうがい者自立支援給付費や地域福祉基金への積立金等が増加したことにより民生費が7.6億円、また、長浜北部学校給食センター整備事業や小中一貫教育校開設準備経費等が増加したことにより教育費が4.9億円増加しました。

一方で、長浜駅周辺整備事業が大きく減少したことにより土木費が7.0億円減少しました。

(単位：百万円)

区分	H19	H24	H29
総務費	9,029	6,935	6,994
民生費	12,428	16,195	18,863
衛生費	4,963	4,982	4,457
土木費	8,763	3,602	5,502
教育費	7,940	8,926	6,492
公債費	7,189	9,814	5,961
その他	5,409	5,532	5,995
歳出総額	55,721	55,987	54,262

平成29年度歳出目的別構成割合



2 性質別経費

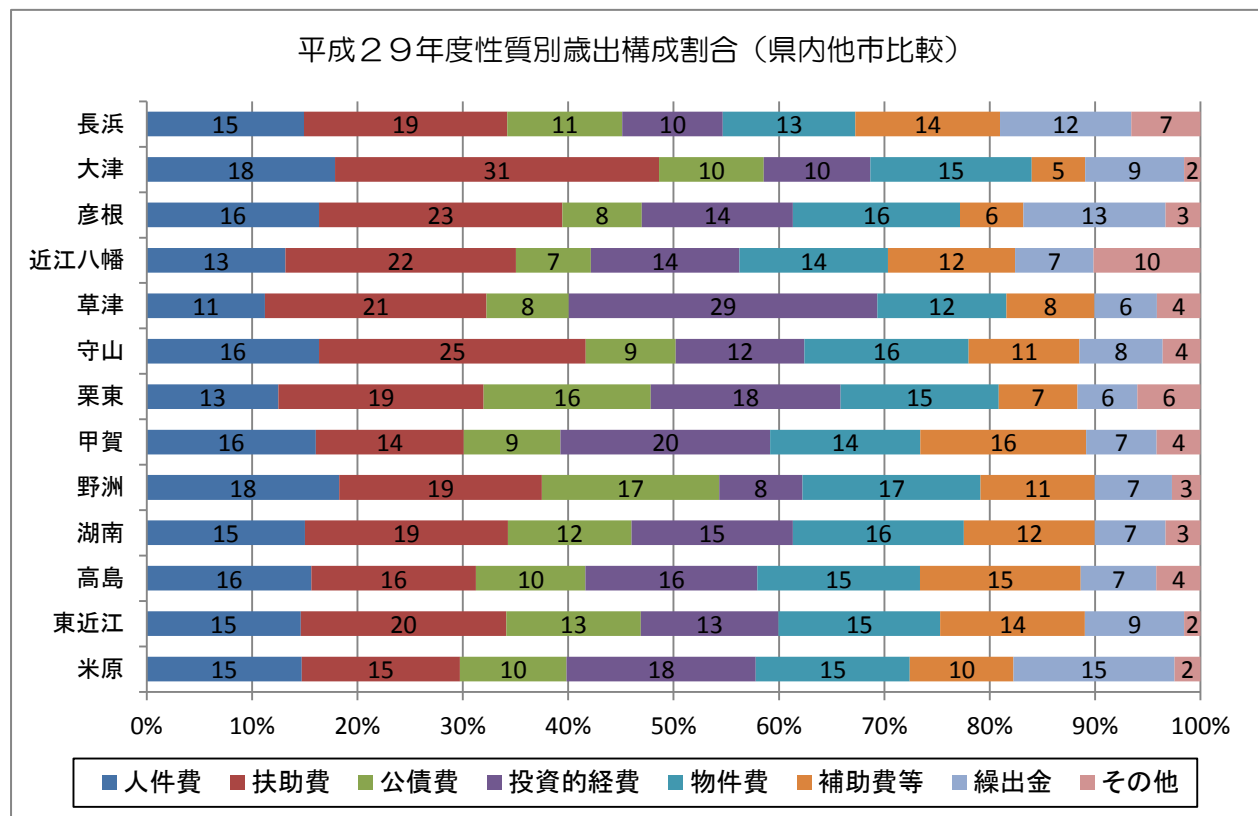
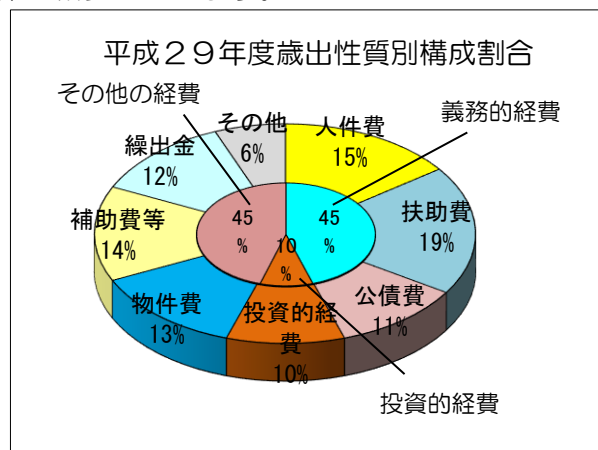
- 歳出を性質別に分類すると、市の財政構造がわかります。
- 歳出総額の中では、義務的経費は増加し投資的経費は減少しました。

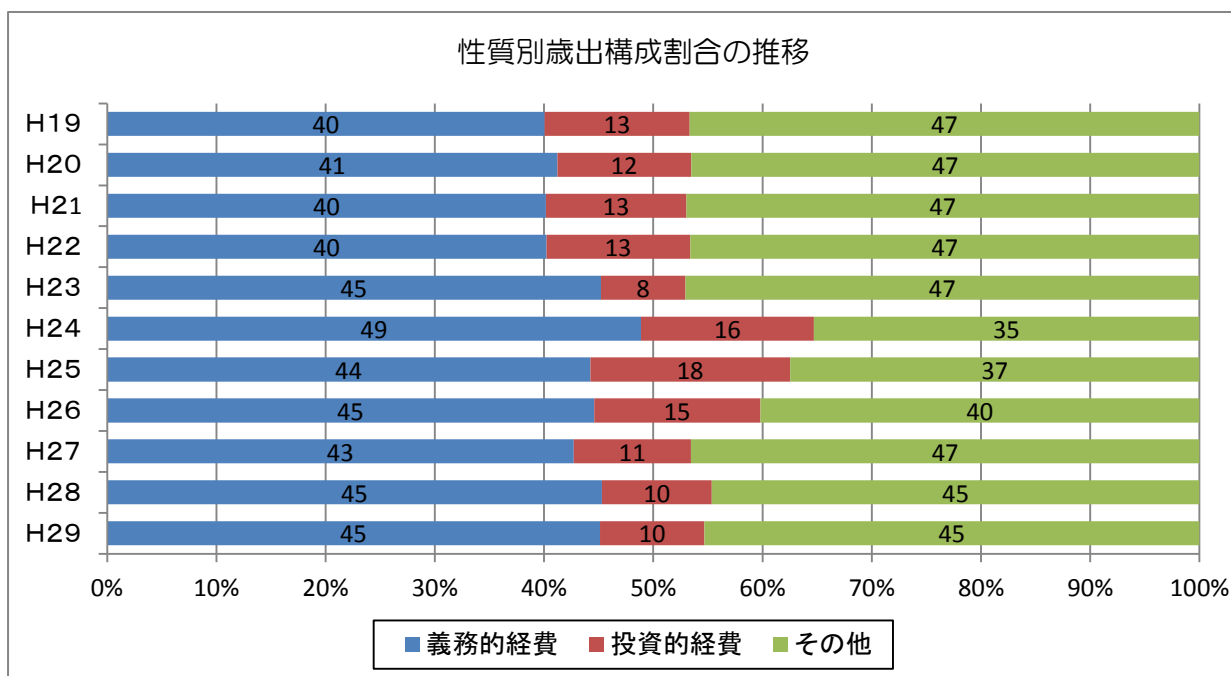
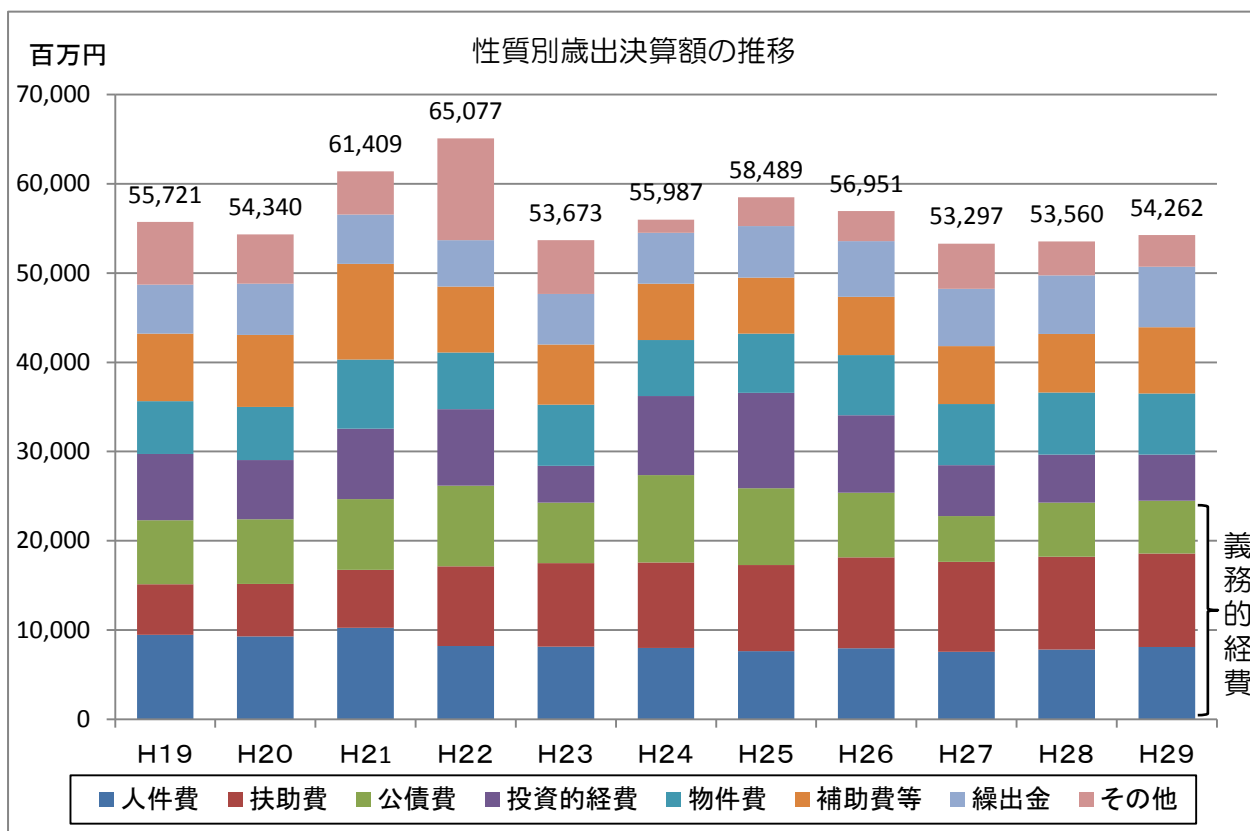
地方公共団体の経費は、その性質によって、義務的経費、投資的経費、その他の経費に大きく分けることができます。長浜市における性質別構成割合は、扶助費19%、人件費15%、補助費等14%の順になっています。扶助費は、社会保障費の増大により今後も増加傾向にあります。

人件費は、退職者の増や人事院勧告による給与改定等により2.9億円増加しました。また、補助費等は湖北地域消防本部庁舎の建設負担金、病院事業負担金等により9.1億円増加しています。一方で、投資的経費は、長浜駅周辺整備事業や地域介護・福祉空間整備事業等の大型建設事業の終了に伴い減少しています。

(単位：百万円)

区分	H19	H24	H29
人件費	9,484	7,982	8,091
扶助費	5,651	9,576	10,470
公債費	7,187	9,814	5,928
投資的経費	7,401	8,847	5,181
物件費	5,937	6,269	6,824
補助費等	7,552	6,309	7,446
繰出金	5,506	5,727	6,766
その他	7,004	1,465	3,556
歳出総額	55,721	55,987	54,262





用語解説

義務的経費

- 人件費 職員の給与や市議会議員の報酬など人にかかる経費
- 扶助費 高齢者、しょうがいのある方、児童などを援助するための経費
- 公債費 市が借り入れた市債（市の借金）の元金や利息の返済に要する経費
- 投資的経費 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費
- 物件費 臨時職員の賃金、旅費、委託料などの消費的な経費
- 補助費等 各種団体に対する補助金や交付金、一部事務組合への負担金等
- 繰出金 特別会計に移動されて支出される経費
- その他 維持補修費、積立金、貸付金など

3 人件費

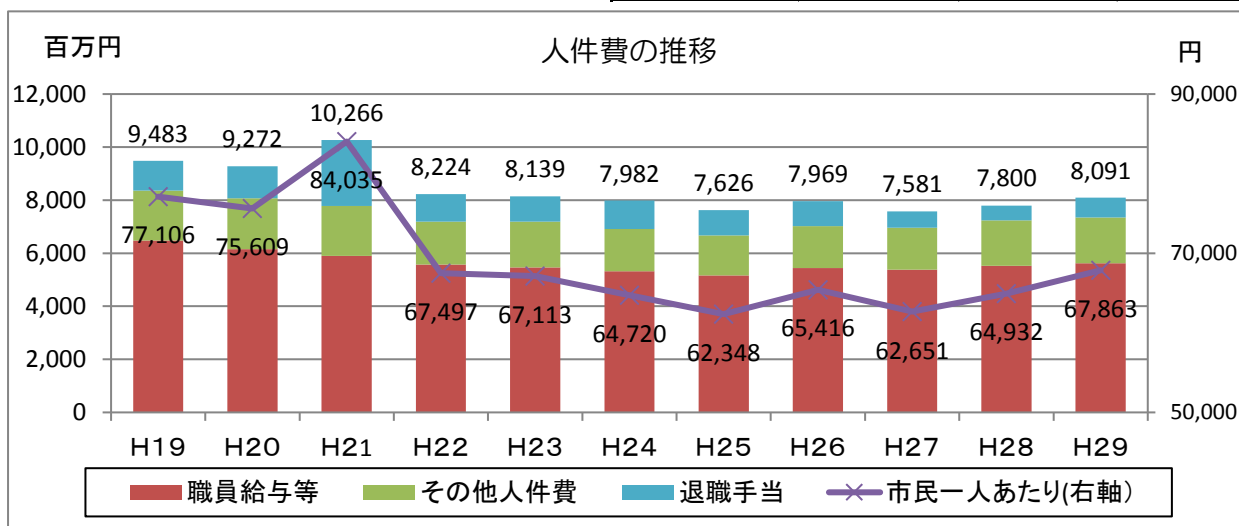
○人事院勧告による給与改定により前年度比2.9億円の増となりました。
○引き続き、総人件費の縮減に努めていくこととしています。

人件費は、職員給、退職手当、委員報酬、議員報酬などから構成されています。
本市における人件費の平成29年度決算額は80.9億円で、歳出に占める割合は15%となっています。

今後も、定員の適正な管理や給与制度の見直し等による総人件費の縮減に努めていきます。

(単位：百万円)

区分	H19	H24	H29
人件費	9,484	7,982	8,091
一人あたり(円)	77,106	64,720	67,863



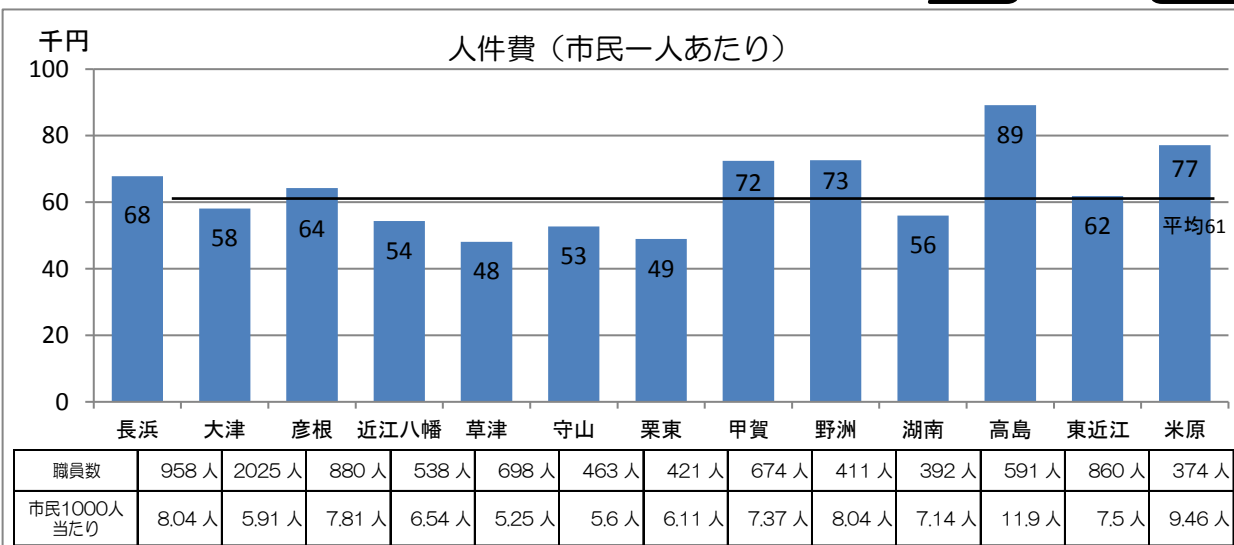
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
職員数	1,115	1,075	1,026	1,008	983	952	941	932	942	947	958

(単位：人)

4 県内他市との比較（人件費）

長浜市の市民一人あたりの人件費は、平成29年度で6万8千円となっています。合併をした市は、概して人件費が高くなっており、人件費の適正化を図っていく必要があります。

(県内他市中順位)
高い方から
5番目



5 投資的経費

○投資的経費は、公共施設等の建設や災害復旧の費用です。
○移動系防災行政無線整備事業や認定こども園整備事業等の大型建設事業の終了により、2億2百万円の減となりました。

投資的経費は、公共施設、公用施設の建設に関する普通建設事業費、台風や地震等の災害による被害の復旧に関する災害復旧事業費などから構成されています。

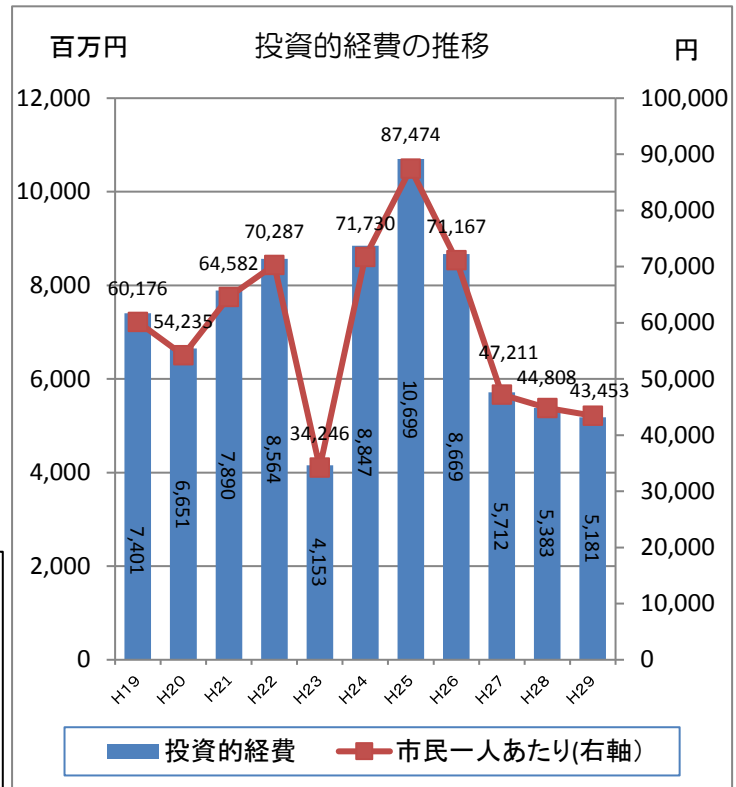
本市における投資的経費の平成29年度決算額は51.8億円で、歳出に占める割合は10%となっています。

平成29年度は、災害復旧費が1.2億円増加したものの、長浜駅周辺整備事業や認定こども園整備事業等の大型建設事業が終了により3.2億円減少しています。

今後も地域経済の活性化や経済基盤整備にかかる事業に中断なく取り組んでいきます。

平成29年度の主な投資的経費（単位：千円）

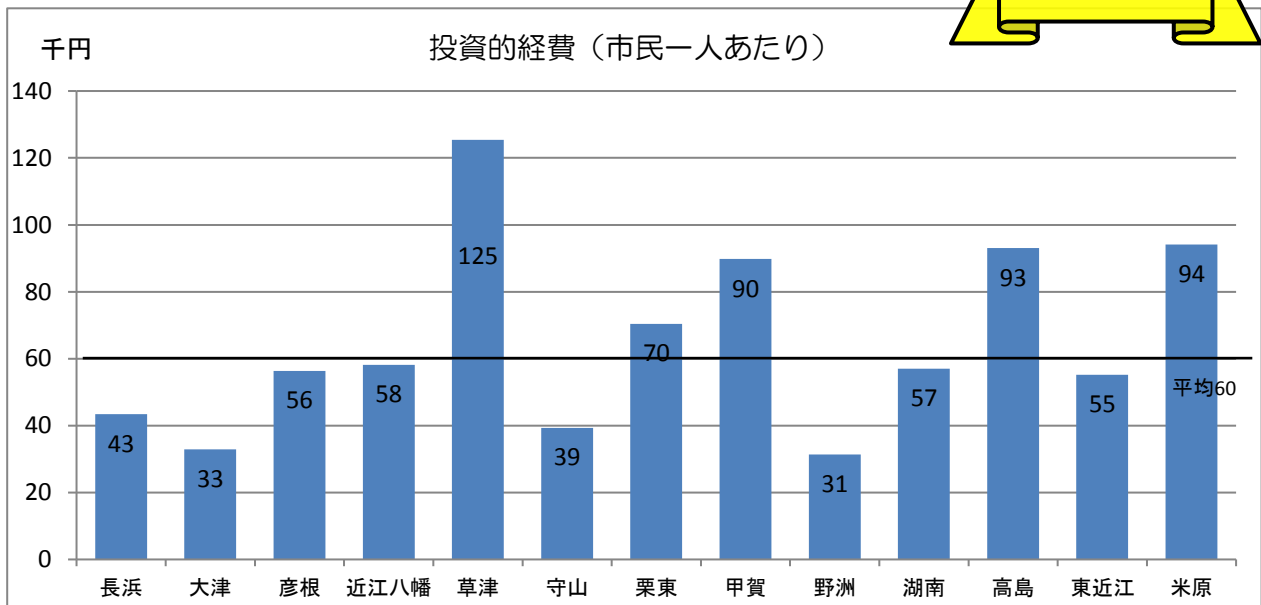
長浜北部学校給食センター整備事業	1,062,723
長浜駅周辺整備事業	846,619
豊公園整備事業	345,234
まちづくりセンター整備事業	237,935



6 県内他市との比較（投資的経費）

長浜市の市民一人あたりの投資的経費は、平成29年度で4万3千円で、県内他市の中では4番目に低くなっています。

（県内他市中順位）
低い方から
4番目



7 公債費

○公債費は、地方債（市の借金）を返済する費用です。
○平成29年度についても、計画的な繰上償還の実施により、一層の財政健全化に向けた取組を進めました。

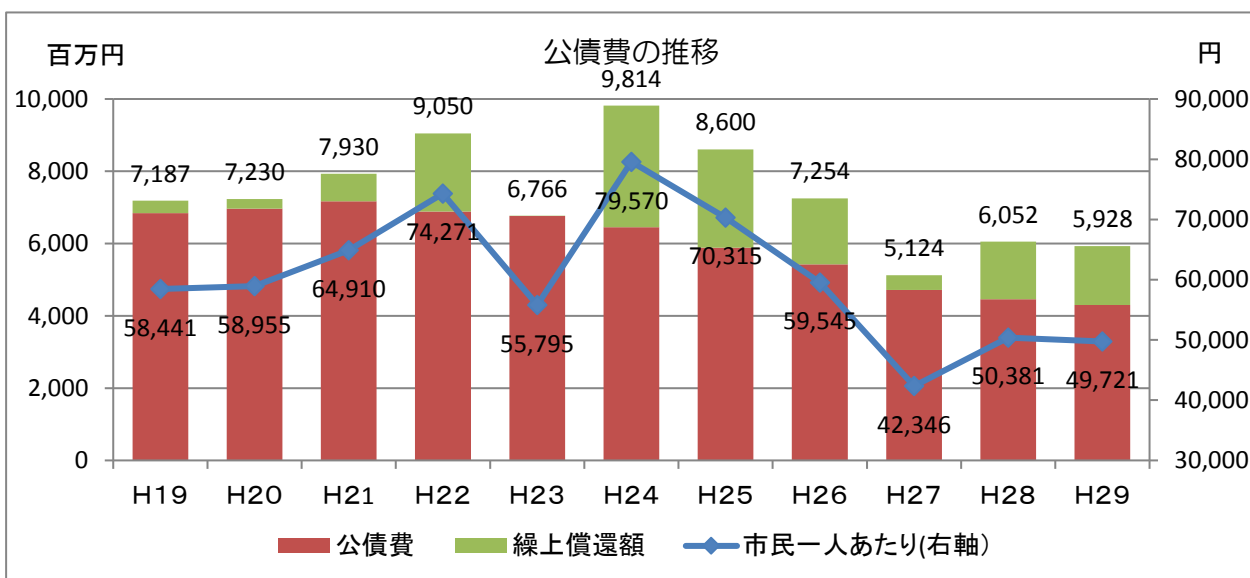
公債費は、公共施設の建設や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた地方債（市の借金）を返済する費用のことです。

長浜市では、これまで市債を有効かつ適正に活用することで、各種の社会資本を円滑に整備していますが、返済にかかる将来の負担も考慮しなければなりません。

こうしたことから、平成29年度も引き続き16.3億円の計画的な繰上償還を行い、市債残高の軽減をはかることができ、財政健全化を進めることができました。

(単位：百万円)

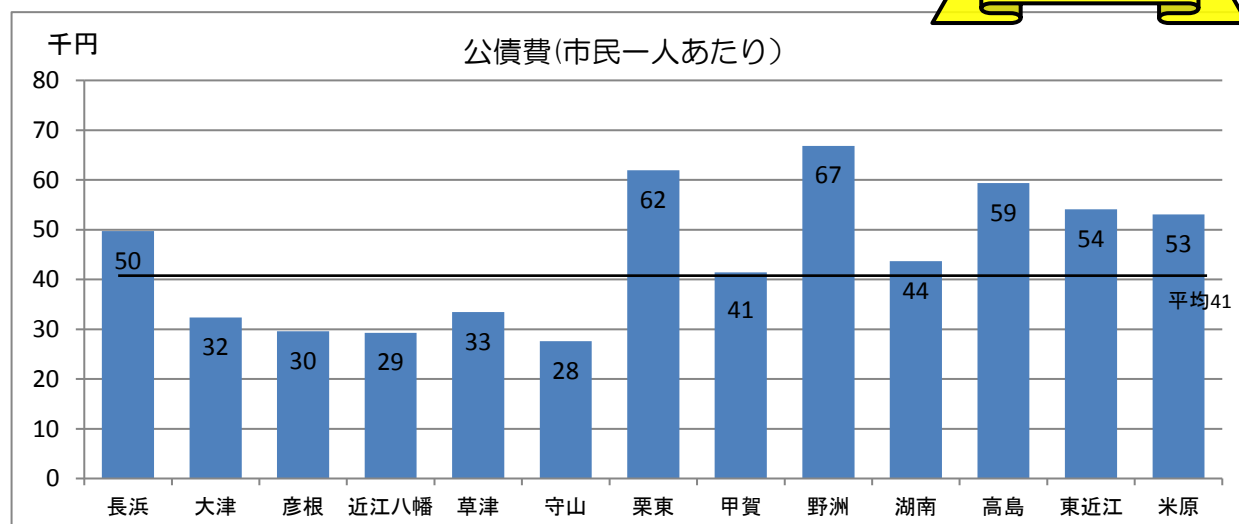
区分	H19	H24	H29
公債費	7,187	9,814	5,928
一人あたり(円)	58,441	79,570	49,721



8 県内他市との比較（公債費）

長浜市の市民一人あたりの公債費は、繰上償還の実施により平成29年度で5万円となっています。今後も地方債残高を減少させるため、計画的な繰上償還を実施していきます。

(県内他市中順位)
高い方から
6番目



IV 地方債の状況

1 地方債残高

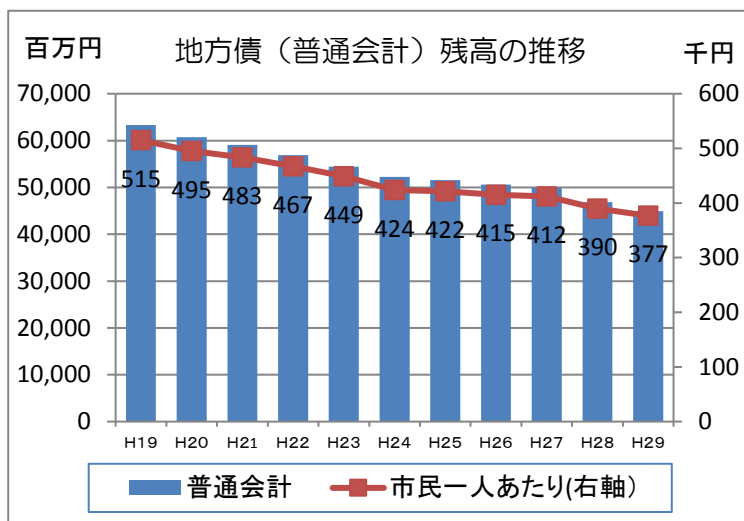
○地方債＝市の借金（ローン）です。
○公共施設などの整備が進める一方で、将来の返済を考えた適正な管理が必要です。

地方債は、一般家庭で言えば借金（ローン）に当たり、この地方債を発行することを起債と言います。

公共施設を建設する場合などは多額の費用を必要とするので、市債により借入れを行います。これには、財源を補う目的のほかに、公共施設は現在だけでなく将来の世代も利用するものなので、将来世代にも広く負担してもらい、世代間の公平を図るという意味もあります。

普通会計の地方債残高は平成18年度をピークに減少しており、平成29年度についても繰上償還を行い、より一層の財政健全化に向け取り組んでいます。

平成29年度末における長浜市全会計の地方債残高は、1,030.9億円です。



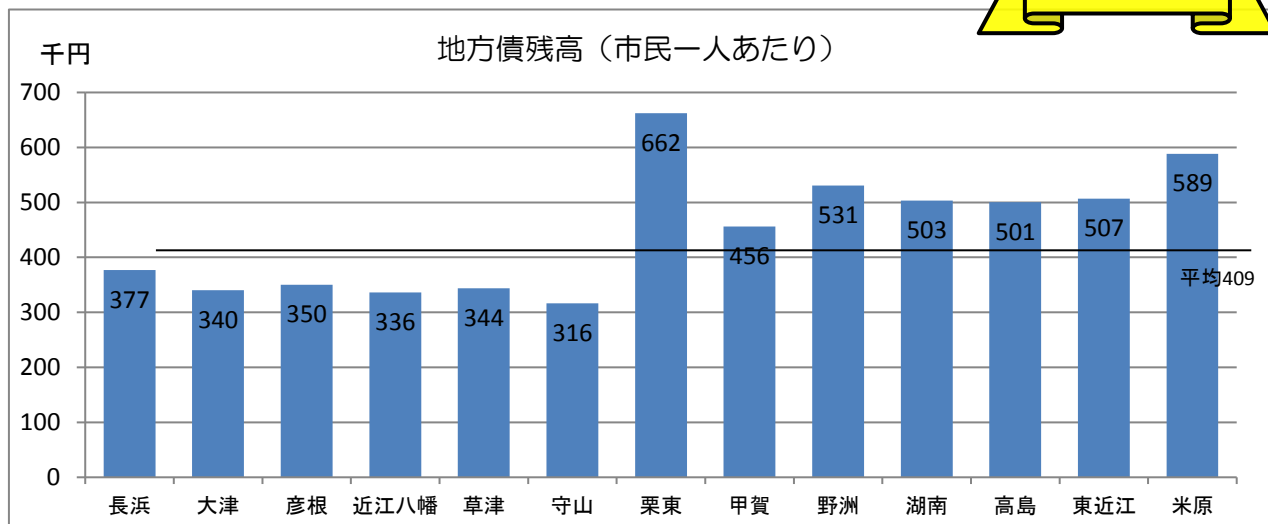
(単位：百万円)

区分	H29
普通会計	44,917
公共下水道会計	41,202
病院会計	11,223
その他	5,752
計	103,094

2 県内他市との比較（地方債残高）

長浜市の市民一人あたりの普通会計の地方債残高は、平成29年度で37万7千円で、県内他市の中では6番目に低くなっています。

(県内他市中順位)
低い方から
6番目



V 債務負担行為額の状況

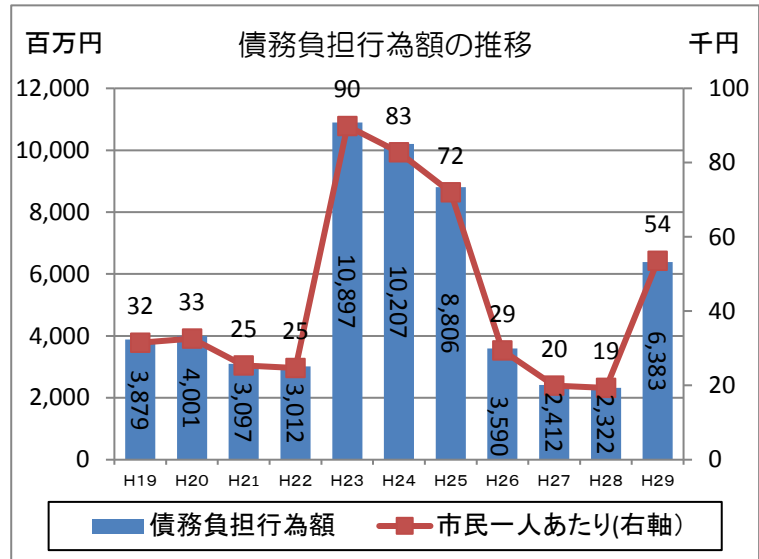
1 債務負担行為額

○債務負担行為額とは、将来の支出を約束した経費のことです。
○債務負担行為額の増加は、将来の長浜市の財政運営に大きく影響してきます。

地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。工事を行う場合、この一会計年度内に契約をして、工事を終え検査を済ませることが原則です。しかし実際には、一会計年度内に終わらない工事もありますし、長期にわたる資産形成を行う場合もあります。

このようなときに、翌年度以降に地方公共団体の支出を義務づける行為を、債務負担行為と言います。

長浜市における債務負担行為額は、平成29年度で63.8億円となっています。

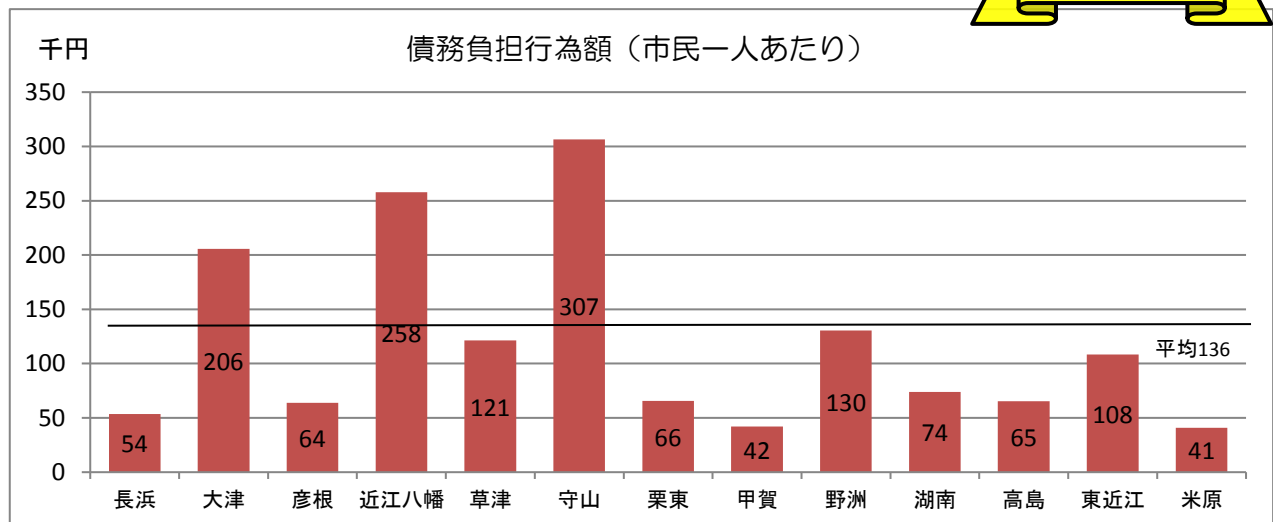


平成29年度 債務負担行為額の内訳				(単位：千円)
社会福祉・医療	264,683	土地改良	69,538	
商工・観光	130,550	都市計画	150,771	
教育・文化	5,176,123	防災	4,000	
その他	587,541			

2 県内他市との比較（債務負担行為額）

長浜市の市民一人あたりの債務負担行為額は、平成29年度で5万4千円であり、県内他市の中では3番目に低くなっています。

(県内他市中順位)
低い方から
3番目



VI 基金の状況

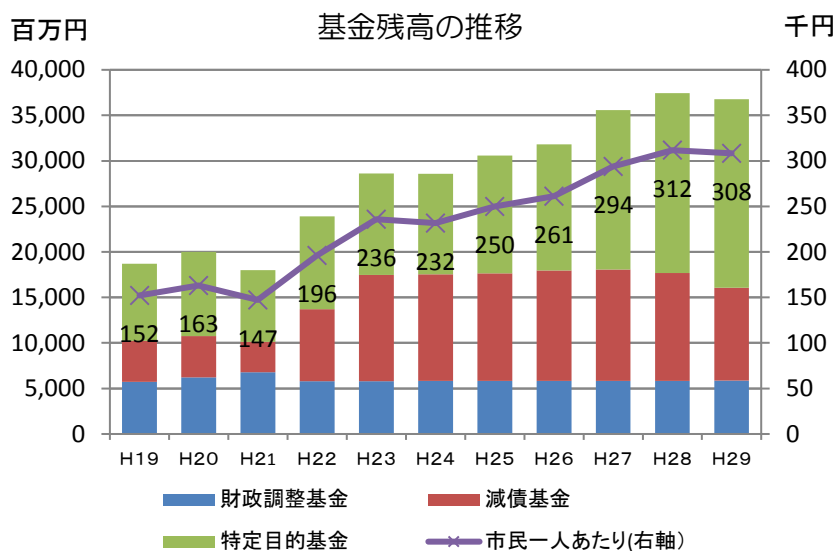
1 基金残高

○基金＝市の預金です。
○備えあれば憂いなし。公共施設の整備やまちづくりなどのために、計画的に基金を積立てていくことが大切です。

基金は、一般家庭の預金に当たるもので、年度間の財源調整を図るための「財政調整基金」、市債（市の借金）の償還に備えるための「減債基金」、特定の事業（緑化や福祉、文化振興など）に充てるための「特定目的基金」の３種類があります。

安定的な財政運営を進めるためには、特に財政調整基金（家庭で言えば、いつでも自由に使える普通預金）を計画的に確保する必要があります。

長浜市における平成29年度末の基金残高は、367.7億円となっています。



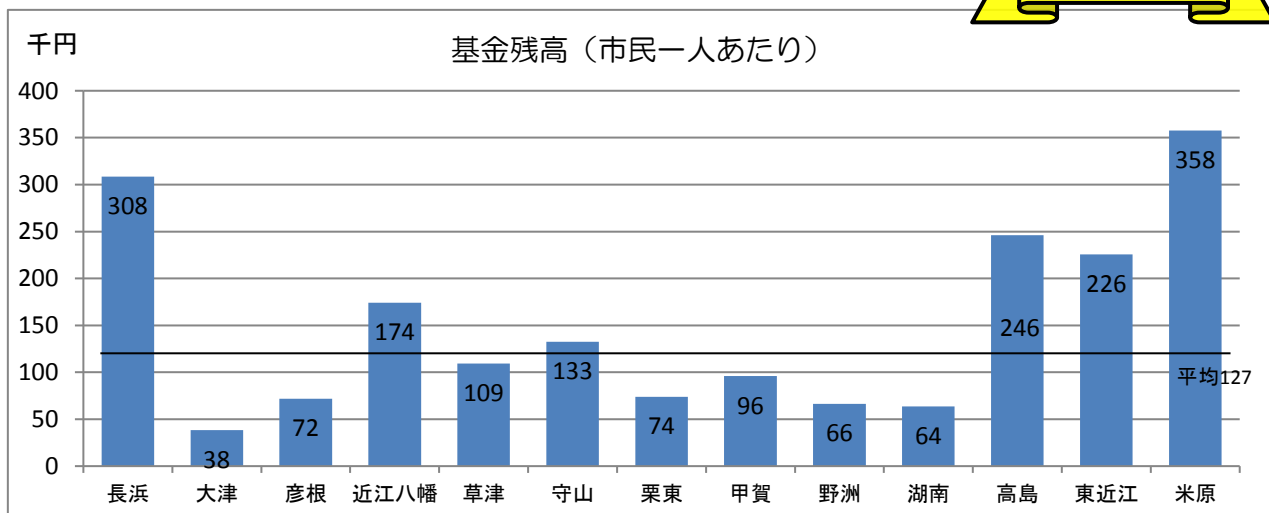
(単位：百万円)

区分	H19	H24	H29
財政調整基金	5,721	5,818	5,861
減債基金	4,516	11,729	10,206
特定目的基金	8,475	11,034	20,701
計	18,711	28,581	36,768

2 県内他市との比較（基金残高）

長浜市の市民一人あたりの基金残高は、平成29年度で30万8千円で、県内他市の中では、2番目に高くなっています。

(県内他市中順位)
高い方から
2番目



VII 主な財政指数

* 合併前の年度において、算定できない財政指数があります。

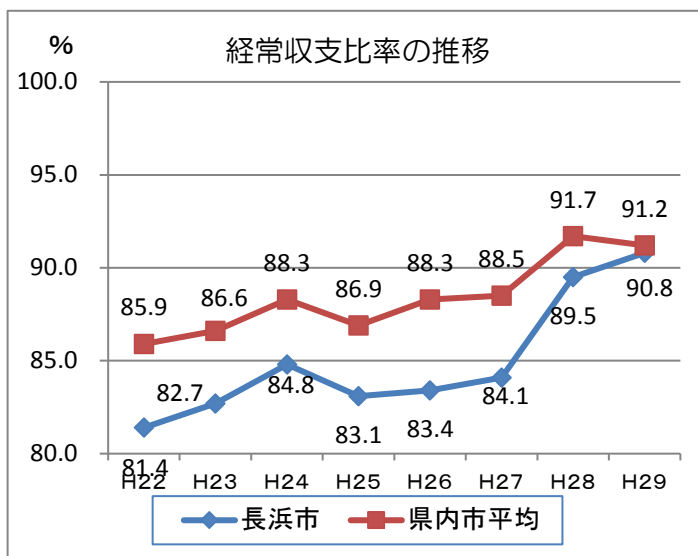
1 経常収支比率

地方公共団体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標

経常収支比率とは、経常的な経費（人件費・扶助費・公債費などの毎年継続して支出される経費）が、経常的な一般財源（市税・地方交付税など毎年度収入があり、使い道を制限されずに自由に使うことのできる財源）に占める割合を見る指標です。

この比率は、財政構造の弾力性を測るのに用いられ、数値が低いほど、急な支出に対応しやすいことを示しています。

平成29年度決算では、90.8%となっており、県内市平均を下回っています。



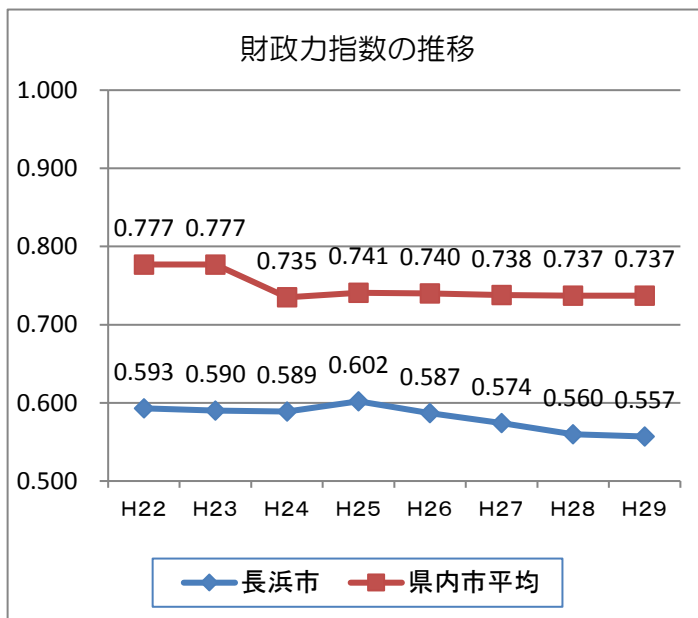
2 財政力指数

標準以上の行政サービスを提供できる余裕財源があるのかを示す指標

基準財政収入額（地方公共団体の標準的な一般財源収入額として算定した額）を基準財政需要額（地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために用意しなければならない財源）で割った数値で、過去3年間の平均値を用います。

この指数が1を超える団体は、普通交付税の交付を受けていない財政力の豊かな団体であるといえます。

平成29年度決算では、0.557となっており、県内市平均を下回っています。



VIII 健全化判断比率・資金不足比率

1 地方公共団体財政健全化法

○市は、毎年度、健全化判断比率等を公表する必要があります。
○健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画の策定等が義務付けられました。

平成19年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）と公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画（資金不足比率の場合は経営健全化計画）の策定が義務付けられ、財政の早期健全化や再生についての制度が整備されました。

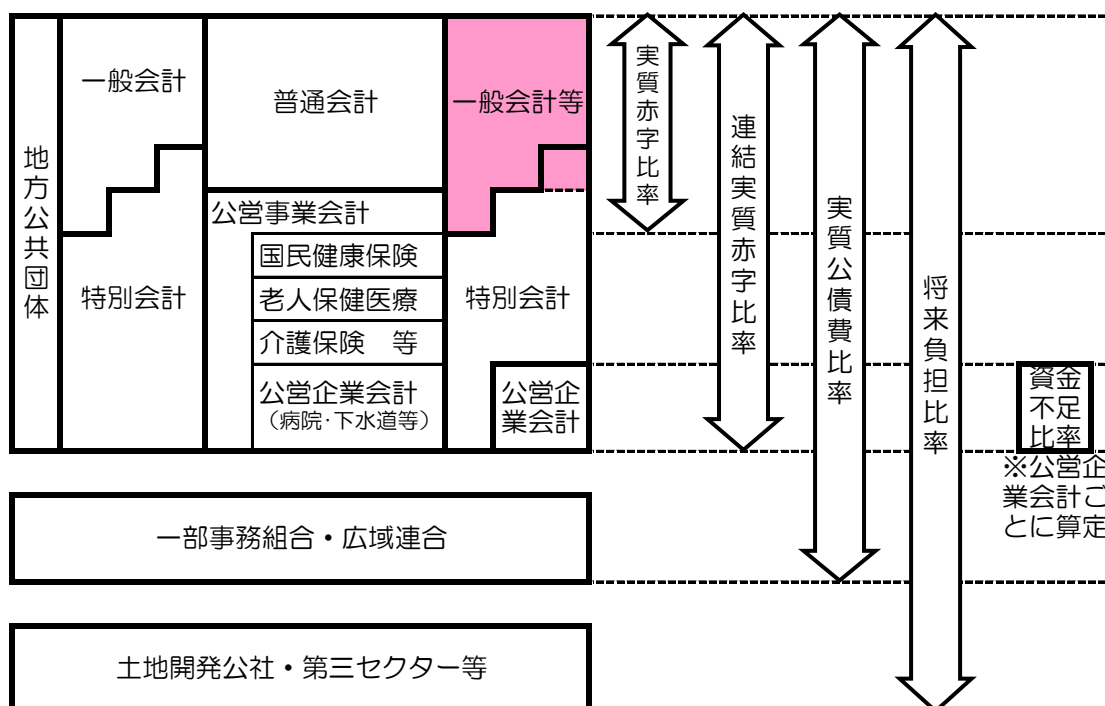
以下では財政健全化法に基づき、平成29年度決算を用いて算定した健全化判断比率・資金不足比率について、紹介していきます。

2 対象とする範囲

○実質公債費比率や将来負担比率は、地方公共団体以外の団体における債務に対する負担も算定します。
○今後、総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

健全化判断比率の対象となる範囲は、下図のとおりです。

実質公債費比率や将来負担比率は、一部事務組合や地方公社・第三セクター等への債務についても算定基礎に含まれることから、今後は、これらを含めた総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。



3 実質赤字比率

○福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則ですが、歳入が歳出に不足すると赤字が発生します。これを解消できないと翌年度に繰り越されますが、翌年度においてもその分の赤字が解消できないと更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

この赤字の程度を示すのが「実質赤字比率」です。

	実質赤字比率
平成29年度	—
早期健全化基準	11.64
財政再生基準	20.00

4 連結実質赤字比率

○全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計は、一般会計や特別会計のように、複数の会計に分かれています。しかし、会計が分かれていても地方公共団体としての法人は一つですから、ある会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、全体としては、財政状況がいいとは言えません。

そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、その団体全体の赤字の程度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

	連結実質赤字比率
平成29年度	—
早期健全化基準	16.64
財政再生基準	30.00

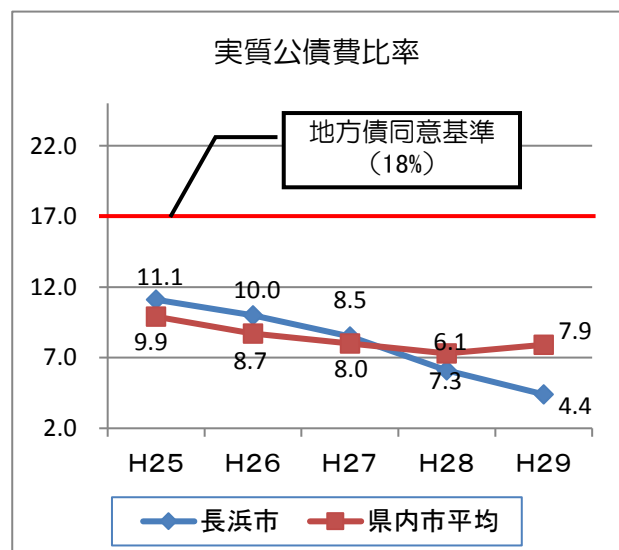
5 実質公債費比率

○借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、地方公共団体における公債費等による財政負担の度合いを判断する指標
○起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる指標

一般会計等の公債費は、当然、一般会計等の義務的な負担になりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計等から繰り出す経費や、一部事務組合等により整備した施設に係る負担金なども一般会計等の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出して指標化したものが「実質公債費比率」です。

平成28年度	6.1
平成29年度	4.4
早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0



6 将来負担比率

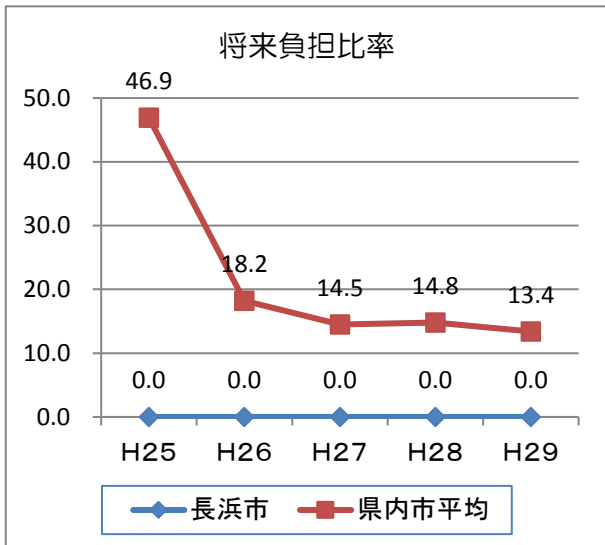
○地方公共団体の地方債や債務負担行為などの現時点で残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計等の地方債残高のほか、債務負担行為や公営企業等の会計の地方債残高のうち一般会計等が負担するもの、あるいは、一部事務組合等により整備した施設に係る地方債のうち、その団体の負担分などがあります。

また、土地開発公社や第三セクター等の負債のうち、地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものについても、公社等の経営状況によっては、将来負担しなくてはならないことがあります。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来負担の程度を指標化したものが「将来負担比率」です。

なお、この将来の負担額の計算にあたっては、将来負担額に充てることができる基金などは、控除することとしています。



平成28年度	—
平成29年度	—
早期健全化基準	350.0

7 資金不足比率

○公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す指標

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足規模で表したのが資金不足比率です。この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、公営企業として経営状況に問題があることになります。

なお、資金不足額を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

平成29年度	資金不足比率
病院事業	—
老人保健施設事業	—
公共下水道事業	—
農業集落排水事業	—
簡易水道事業	—
経営健全化基準	20.0



- 長浜市の健全化判断比率・資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていますが、財政運営上問題がないということではありません。
- このため、現下の厳しい財政状況を踏まえ、行政改革を推進するなど、引き続き、効率的で持続可能な財政への転換を図っていくことが必要です。



長浜市
NAGAHAMA